

農業委員会定例会 10月

1. 開催日時 令和3年10月20日 午後1時29分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 5番委員、6番委員、11番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第4号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について
 - 議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分の変更）について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻より若干早いですが、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 皆さん、こんにちは。定例会にお集まりいただきましてありがとうございます。
先週は暑かったですが、今週に入り急に寒くなりました。足腰に持病がある人は辛いです。オリーブについては雨も降らず、この寒さでいっぺんに色づき、そして（実に）窄れがきていてオリーブの品質に影響無いか心配しています。雨が降らないというこの異常な天候に対応し、農業に従事していただきたいと思います。
本日の議事録署名人ですが、2番委員、3番委員をお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番から3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、 在住の さん所有の
 畑 1,450 m² と
 畑 1,913 m² と
 畑 208 m² の計3筆3,571 m²について
2番は、 在住の さん所有の
 田 663 m² と
 田 444 m² の計2筆1,107 m²について
3番は、 在住の さん所有の
 田 471 m² について
 の が譲り受け、申請地では を栽培する計画となっています。 の現在の経営規模は182,713.29 m²で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 これは、 が以前から計画を進めている地域です。1番は雑木が生え、2番と3番は長年耕作していません。別段、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 447㎡ について
■■■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は351㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さんは欠席です。この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 727㎡ について
■■■■■の■■■■■が、隣接する雑種地（■■■■■ 664㎡）を現場事務用地として併せて建設残土による農地造成をするための一時転用の申請となっています。
■■■■■は、受注した■■■■■
■■■■■を確保するため、本体工事現場に近く、車両の出入りに際し近隣住民への影響が小さい申請地を最適地として選定し、盛土した後農地に復旧して所有者に返還することとしています。
転用に係る造成については、擁壁の設置はなく、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 この土地は、前々から農業委員会（の審議）に何度も上がっております（案件にかかわるものです）が、■■■■の西隣に■■■■を建設し、その残土を、農地を造成してそこに搬入するそうです。（建設現場から）100メートル程しか離れてないため場所もよく、荒れつつあったのでいいと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 400㎡ について■■■■の■■■■が、隣接する宅地と宅地の一部（■■■■ 319.32㎡）と併せて■■■■を整備するための転用申請となっています。■■■■は、■■■■等を営んでおり、昨年末から申請地の隣接地で■■■■を営業していますが、利用客からの要望により■■■■可能な、■■■■で■■■■のできる施設にすることを計画し、申請地を選定しています。転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 これは、私の（地元）地区の案件です。図面のとおり■■■■から100メートル程■■■■寄りの場所で、■■■■の海岸に行く道の近くになります。現在、■■■■と■■■■を（隣接している）宅地でやっています。地元の

土地改良の委員とも確認したところ、問題なしとお互い了解しました。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 73㎡ と
■■■■■畑 583㎡ と
■■■■■畑 833㎡ と
■■■■■畑 1,548㎡ の計4筆3,037㎡について
■■■■■の■■■■■が、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 以前、（事務局から）相談があった案件でしたが、双方が書類に判を交わ
し契約をしたので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番と3番に
ついて、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■畑 556㎡ と

畑 116 m² の計2筆672 m²について
3番は、 在住の さん所有の
 畑 381 m² について
 の さんが、新たに借り受けるものです。
2番の申請地では 、3番の申請地では 、 を栽培する
計画で、期間は5年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さんは欠席ですので、皆さんから何かあれば伺います。
 さんは（ の）人・農地プラン（集落座談会）に来ていました。
 推進委員が（この場所を）斡旋した結果ではないでしょうか。この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、 在住の さん所有の
 田 1,723 m² と
 田 41 m² の計2筆1,764 m²について
 の さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、 を栽培する計画で、期間は5年間の貸貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員

更新なので問題ありません。また、ここは当初貸借する際に、私と さんとが話し合っ さんから借り受けることになった場所なので問題ありません。

畑 2,152 m² の計5筆5,018 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借
入希望者である の に貸し付ける
ものです。

申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ
ています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 皆さんご存知のとおり、 さんは今年亡くなりました。そこ
で、 が 周辺の農地を耕作すること
になりました。問題ありません。

議長 相続ができていなかったため遅くなりましたが、ここは春先から
 が管理しています。 の が
相続することになり、今回申請しております。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第4号(農業振興地域整備計画の一部変更(農用地区域からの
除外))の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、 在住の さん所有の
 田 640 m² について
 の が、 を整備するた
めの農用地区域からの除外となっています。

は、事業拡大に伴い増加している
 がひっ迫しており、新たに
 を整備することとしています。

計画地の選定にあたっては、以前から所有車両の駐車場等に使用している
土地の近隣にある申請地が最適地として選定されたようです。

申請地は2方が雑種地に接し、残りのうち1方について転用農地と接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 この土地は水はけが悪く作物ができない場所です。現在の■■■■の会社の前に■■■■があり、そのトラックの出入りがここに移ることによって安全性が増すので、問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■さん所有の
■■■■畑 4,590㎡ と
■■■■畑 197㎡ の計2筆4,787㎡
について■■■■の■■■■が、■■■■を整備するための農用地区域からの除外となっています。
■■■■は、系列会社の■■■■が砂利採取販売業に供する資材置場等として利用する保管場を確保することとし、申請地を■■■■に使用貸借させ、資材置場やその進入路として現在利用しています。
計画地の選定にあたっては、周りに人家が少なく■■■■の搬出入に支障がない
うえ、自社敷地内を經由して進入することができて■■■■からも近い申請地が最適地として選定されたようです。
申請地は■■■■と■■■■を水路を介して山林と雑種地に接し、■■■■の半分程を道
を介して山林に接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員 事前に事務局と話をしておりましたが、(■■■さんは) 無断転用が多くて困っているようです。ここをまず農用地から除外し、後に資材置場と進入路にします。後、この土地の北側に相当広い土地がありますが、その辺りもまだきちんとした土地の利用ができていないようなので、そこもあわせて、今後、検討していかなければなりません。今回は無断転用分を正式なものに変えるための申請なので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

9 番委員 進入路に入るまでの道はどうなっていますか。図面にある■■■■従業員駐車場の上を通ることになると思いますが、ここは基盤整備した場所ではありませんか。

10 番委員 (基盤整備した場所) ではありません。もともと■■■■さんが■■■■■を耕作していましたが、(■■■さんが) そこを買い取って、何も申請せずに勝手に転用したようです。

9 番委員 ■■■となれば大型車両で運搬すると思います。(その車両が) 今話している、■■■■の■■■■の上の道を通るのだらうと思いますが、道周辺の農地に影響はありませんか。

事務局 進入路として申請があがっているのは、■■■■という細長い土地で、■■■として耕作できるような所ではなく、道として使用していますが、(9番委員が言っていた) 大型車両は■■■へ行く旧道を使って、下から入っているのだと思います。

9 番委員 下からとはどういうことですか。

10 番委員 この図面が古いためよくありません。

9 番委員 図面上、■■■■とある上側手から進入するということですか。

10 番委員 そうです。

9 番委員 そこから入っているなら、進入路で申請があるのはどういうことですか。

議長 小さい車両はここ（申請地）から入っていくでしょう。

7 番委員 山を削っておりそこに繋がる道です。

9 番委員 現在使っている道というのは、公図では雑種地になっており、住宅地図では道のようになっていますが、道ですか。

事務局 雑種地は■■■■の土地です。

9 番委員 それならば、（申請の）進入路は不要ではないですか。

10 番委員 ■■■を切り崩して通路にしているだけです。

9 番委員 この土地は分筆してできていますよね。もとは分かりませんが、このような細い土地を畑にしている人はあまりいないと思います。

事務局 登記簿がないのでわかりません。

9 番委員 枝番が■■と■■とあるので、想像で（分筆された可能性を）言っていますが、進入路として使用する的是おかしく、進入路とするなら手前の農地（の営農）に支障がないか聞いています。

10 番委員 進入路を車両が通行しても、農地には影響ありません。

9 番委員 進入路に至るまでの道のことを言っています。■■■■の■■■■からしか入れないはずです。しかし、大きな車両はそこから進入できないのであれば、進入路はいらないでしょう。

10 番委員 （■■■■より）上を改良しています。

9 番委員 それは誰の土地ですか。

10 番委員 ■■■さんの土地です。そこから■■■を取っており、そのために必要になる道です。

9 番委員 自分の土地であれば、進入路などいらぬのではないですか。

10 番委員 しかし、そこが農地であったため問題なのです。

9 番委員 ■■を取っていると言っていました、(■■■の) 上にある■■■や■■■やそのさらに上にあるものも全て畑です。

7 番委員 10 番委員がおっしゃっていたように、(■■■採取しているところが) 無断(転用) になっているため、これから徐々に解消していく必要があります。

10 番委員 そうです。(今回申請された土地より) 上の方は、まだです。(■■■の) この通路は、こちら(■■■より上の場所) で■■■を取るための道路です。■■■という■■■を通路にして、そのさらに上で■■■を取っています。よい■■■が取れるということで、■■■が■■■を取っています。■■■も畑なのに(勝手に) 道路にできてしまっています。そのことについても今後、事務局が追究していきます。

事務局 先程、10 番委員がおっしゃっていた■■■より上につきましても、■■■が工事をして、そこに(■■■が) 繋がっています。

9 番委員 ■■■は■■■(のもの) とは違いますか。

10 番委員 違います。他の人のものです。

9 番委員 違う人のものですか。そうでなければこのような(■■■だけを進入路にする) ことはしませんね。

10 番委員 ■■■は左手の端の方で少し畑をしています。耕作者が誰なのかはわかりません。

9 番委員 (耕作者は) ■■■とは違う人ですね。

10 番委員 違う人です。

9 番委員 そうですか、それなら、この■■■■の進入路というのは、■■■■へではなく■■■■等の上にある土地から土を取るための進入路ということですか。

10 番委員 そうです。そのために（■■■さんはその■■■■の土地を）購入しました。購入したものが■■■であったのに、無断転用していました。

9 番委員 最初、■■■■のための進入路だと思っていました。その場合、周辺農地に何かしら影響があるかと思っていましたが、そうではないようですね。わかりました。

議長 （■■■■は）宅地とありますが、ここには家があったのですか。

10 番委員 それはわかりません。

議長 そうですか、このような離れ地に家があるのは不自然ですね。

9 番委員 ここは■■■が段々でありました。ずっと下の方に■■■の小屋があったように思いますが、それではありませんか。

10 番委員 ■■■さんの小屋は■■■■です。（図面で）上の端です。

議長 （昔）火事があった際に燃えたところではありませんか。■■■が（火事を）起こしていませんでしたか。

10 番委員 それは■■■■で、■■■さんの小屋です。

議長 わかりました。（宅地が一か所だけあるので）疑問に思っただけです。

10 番委員 そこは■■■を買っているのに、道にしてしまっています。将来的には、■■■がその土地を買った際に、■■■■を植えるということで、以前、農業委員会に（議案として）諮っています。しかし、その工事が長い間かかって

申請を出すこととなりました。

議長 7番委員の耕作地の上になりますか。

7番委員 下になります。

8番委員 ■のところですか。

7番委員 農地としては使い勝手が悪いところです。(■さんの) 娘が家を建てる場所を探していると聞いていたので、立派な基礎をしていたから、最初、娘の家を建築するのかなと思い、本人に確認したら、農業用の納屋を建てるということでした。

議長 (■さん) 本人は大工です。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

10番委員 一つ、事務局に質問してもいいですか。先程の話ですが、農地を購入して、そこで■を取り平地にし、後で■を植えることにしていますが、■を取っている間は農地としてのままで良いのでしょうか。

事務局 今回審議した案件ではなく、(■等の) 次に問題になる事案ですか。

10番委員 そうです。

事務局 そこは、平成■年か■年ぐらいに■の届出が出されていたようですが、しかし、それは、工事を半年で完了させなければならないものですが、ずっと工事し続けているような形になっており、それが問題になっています。きちんと一時転用という県への許可申請をしないとイケないということを■さんには(今回の件と)併せてお伝えしており、じきに提出してくるはずですが、一時転用についても期間の定めがあり、その期間を超

えているようなので問題ではありますが、県の担当と話をし、県としては、許可が出てから3年以内に工事を完了させて、農地として復元するのであれば、例外的に一時転用の申請を認めようかという話をしています。実際には、ある程度期間内に農地に戻さないといけません。

10 番委員

手前の方から■を取っていきますからね。さっき見ていた■さんの畑の上が■さんの■でしたが、それらを潰してしまっており、どうするのかが気になっていました。■を採取する際、奥に掘っていきますからね。

事務局

元の畑がどのようなようになっていたかは、私もわかりませんが、何か■なりを植えるために土を均しているのであれば、工事が終われば何かしらの作物を植えてもらわなければなりません。

議長

常設委員会にかけるにしても（そのような問題があれば）通らないのではないのでしょうか。諮る前に県からストップが出るのではないのでしょうか。初めから、（■はやり方を）間違えていますね。当初、工期半年ならその期間内に工事を終わらせて、耕作しなければならなかったのを、ずっと（土を）掘っています。最後には、■にしてしまえばいいかというような感じで困ります。しかし、実質はそれぐらいしか考えられません。10 番委員、■さんの農地等は■が購入してしまっているのでしょうか。

10 番委員

そうです。購入できるところは購入しています。

議長

それは、（今回無断で）目的外のことをしていますね。

事務局

すんなりとは通らないでしょう。

議長

先程（事務局が言ったように）期間を定めて、その期間内に工事を終わらせて■等の当初計画していたものを植えるという確約書なり誓約書なりを作らなければいけませんね。

事務局

今回のものと次回出てくる転用申請が許可されないと、2、3ヵ月前ぐらいに、■が新たに資材置場を整備したいということで農振除外

をし、転用許可申請をした案件もストップしたままになるので、今回のも通さないといけないというところがあります。

議長

今後については、町と県とでよく話し合っていていただくしかありません。農業委員会からどうこう言えません。皆さん他にありませんか。

委員一同

ありません。

議長

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

最初に会長がおっしゃたように、温度差が激しくなっています。風邪等ひかないよう、体調管理に気を付けてください。よろしくをお願いします。ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時18分

議 長 会長

議事録署名人 2番

議事録署名人 3番